

会 議 録

会議の名称	平成26年度 第2回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成27年3月19日(木)
開始・終了時刻	13時00分から14時30分まで
開催場所	弘前市民会館第2小会議室
議長等の氏名	弘前市医師会監事 梅村医院院長 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 山鹿高紀ほか6名 青森家庭裁判所弘前支部主任書記官 福島正記 弘前市成年後見支援センター 三上富士子ほか2名
欠席者	青森県地域包括・在宅介護センター協議会会員 土岐 浩一郎ほか1名
事務局職員の職氏名	福祉政策課長 竹内守康 福祉政策課課長補佐 三上誠 福祉政策課総務係長 佐藤真紀
会議の議題	協議案件 1. 市民後見人の現状について (ア) 平成26年度弘前市市民後見人養成研修について (イ) 市民後見人の受任状況について (ウ) 県内市民後見人の現状について 2. 成年後見制度の普及啓発について
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第2回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>ただいまから平成26年度第2回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。私は福祉政策課の三上と申します。この会議の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、2名の方々が所用のため欠席となっております。</p> <p>また、本日の会議の終了は午後2時を予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで会長からご挨拶を申し上げます。</p>
議長	<p>今日は議長をやらせていただきます。12月から変わった天気が続いて、インフルエンザも流行っていましたが、ようやく春となり、みなさんが活動しやすい時期になってきたなと思います。</p> <p>今日は、昨年度から始まりました市民後見人の育成事業を中心として、みなさん忌憚のない意見をぜひたくさん出していただき、これからの市民後見人を育成していただければと思っています。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議に入る前に資料の確認をいたします。次第、資料1平成26年度弘前市市民後見人養成研修（第2期）と、弘前市市民後見人養成研修についてのご案内。次に、資料2弘前市市民後見人受任状況。資料3平成26年10月7日開催の弘前市成年後見支援協議会会議録の修正についてと確認表。みなさま、以上の通りですがお揃いでしょうか。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>さっそく協議に入りたいと思います。案件が3つあります。まず、案件1の市民後見人の現状について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。座って失礼いたします。</p> <p>案件1（ア）平成26年度弘前市市民後見人養成研修についてですが、資料1をご覧ください。弘前市では、平成24年度養成研修第1期に続き、平成26年度市民後見人養成研修第2期を平成26年10月18日から12月20日までの期間において、毎週土曜日10日間、50時間のカリキュラムで実施しました。受講人数は24名で、うち男性が4名、女性が20名でした。受講した者のうち、全員が修了し弘前市市民後見人候補者名簿には19名の方が登録しました。最終日において修了者全員の方と面接を行い、これから市民後見人として活動するにあたって、自宅から近い方がよいかとか、被後見人は高齢者や知的障がい、精神障がいなどの分野を希望するか、活動できる時間帯はいつ頃かなどを1人ずつ確認</p>

	<p>させていただきました。こちらのデータは、これから市民後見人候補者として選定する際の判断の1つとさせていただく予定となっております。また、長い研修を修了しての感想も併せて伺いました。今回登録いただけなかった方の中には、現在親の介護をしているので難しいと話していた方など、受講当初と家庭や仕事の事情が変わっていることが大きな要因と考えています。実際に研修を実施した成年後見支援センターの方に、研修について感想を述べてもらいたいと思います。お願いいたします。</p>
成年後見支援センター	<p>お世話になっております、あおい森ねつとです。平成24年度に引き続き第2回の養成研修を事務局から報告があった通りで開催いたしました。講義と施設見学と演習などを入れて10日間でした。講師陣は弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士、大学の先生、医者などで、それぞれ後見に関わっている先生たちをお願いし、大変有意義な研修を行っております。施設見学は知的障がい者の施設と高齢者の施設、各2か所を必ず見るという企画にし、感想をいただきました。3月7日に今年度2回目の市民後見人フォローアップ研修というのを開催いたしました。既に、市民後見人として活動されている方3人の実践報告を聞くとともに、1回目の修了者と2回目の研修修了者の顔合わせを行い、交流も生まれてきています。実際に身近に市民後見人が活動している話を聞いたり見たりすることによって、今回受講した方たちもだいぶイメージが付いて、一生懸命参加されるというか、前向きに取り組んでくれるというような感じが伺えておりました。10日間の長い研修でしたけども、だんだん熱気を帯びてきて、やる気が出てくる感じで、大変よい研修だったと思っております。以上です。</p>
議長	<p>どうもありがとうございます。ただいまの事務局及び成年後見支援センターの説明に何か質問などございませんか。</p>
議長	<p>専門職が受けられないということを見ると、19名は結構多いですね。こういう方々は、必要に迫られてやっているものでしょうか。</p>
成年後見支援センター	<p>興味がある方もいますが、何かでお役に立ちたいという方が多いと思います。後見制度という制度の名前は聞かれていますけれども、10日間通してやる実務的な研修はないので、この研修に参加して、より後見人の必要性や、逆に大変さとかを感じて何かでみなさんのお役に立ちたいと思っ ていらっしゃる方が多いです。</p>
議長	<p>このように役に立ちたいという気持ちを持った方がこれほど多いのは素晴らしいと思います。他に何かございませんか。いかがでしょうか。よ</p>

事務局	<p>ろしいでしょうか。無ければ次に進みます。</p> <p>続きまして、案件1（イ）市民後見人の受任状況について説明いたします。資料2をご覧ください。現在、弘前市では3名の市民後見人が活動しています。延べ人数といたしましては4名となっておりますが、被後見人の方がお亡くなりになったため、後見活動も終了となったものも含まれております。つい昨日審判の下りた方が1名おります。2週間の不服申し立て期間が過ぎますと、活動を開始することとなります。点線の部分には、現在、市民後見人候補者名簿に登録している方を後見人候補者として申し立てている案件が1件あります。裁判所の審判が下りますと、昨日審判が下りた方を含め述べ6名となり、5名の市民後見人が活動する予定となっております。現時点では、平成24年度研修修了者の第1期の候補者の方から候補者として選定しておりますが、平成27年度からは、平成26年度研修修了者の第2期の方も候補にし、選定する予定としております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明等に何かご質問はありますか。</p>
議長	<p>有料老人ホームの方が多いですね、身寄りの方がいなくて、後見ということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>身寄りが全然ない方というわけではなくて、いても交流がない方もいます。ほぼ一人で暮らしている方ですけれども、身寄りの方がいても遠方にいるとか、この近辺では見てくれる方がいない方ということです。</p> <p>市民後見人としては、親族間の争い事のない方を市民後見人候補者としてあげております。</p>
議長	<p>参考までに、医師会で在宅医療の統計を取りました。1,500名の方々の1,100名が有料老人ホームなのです。本当の意味での在宅医療は400人くらいしかいない。</p> <p>グループホームとか、福祉施設の整備率はたしか弘前市は日本一に近いと思っておりますし。有料老人ホームの整備率もかなり高い。在宅医療の現状を見る限りにおいては大きいなと思っておりました。有料老人ホームには、身寄りのない方、お世話が必要な方が多いのかと思っておりました。独居の方が有料老人ホームに入って後見を受けるというパターンなのかなと感じておりました。ひとり暮らしではできないかなと思って、それで有料老人ホームが多いのかなと思いました。</p>
委員	<p>たしか、市民後見人を候補者とする際には、市長申立てであることと、</p>

	<p>そのほか様々、難しい事案でないことというような、候補者を挙げるにあたって条件があったと思うのですが、申立ての段階で、市民後見人を候補者に挙げて申立てしているのか、空欄のまま挙げて、市長申立てなので市に照会がくるというかたちで調整されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>申立ての段階で既にお名前を記入して申立てしております。記入する前の段階で、市と成年後見支援センターと受任調整会議というのを開きまして、調整を図って、ご本人にも打診をしてお名前を記入して申立てしております。</p>
議長	<p>実際に顔を合わせるのですよね。</p>
事務局	<p>被後見人の方と候補者との顔合わせは行いません。こういう方ですということを伝えています。</p>
委員	<p>特養で後見人となると認知症の重度の方が対象になると思いますが、このような方々の身体状況を可能な範囲で教えていただきたいのと、市民後見人さんの主な活動はどのようなことを行っているかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>まず、どのような状態の方かといいますと、判断能力がほぼない後見相当の方ということで市民後見人の方は決めております。他にある条件としては、施設に入所している、在宅でない方というのを条件のひとつとしております。有料老人ホームでなくても特養でも施設に入所されている方であれば条件には当てはまります。</p>
成年後見支援センター	<p>実際の活動については、基本的に土地、財産とか相続の争いにならないようなケースを選定しております。</p> <p>1番のケースは認知症の方で旦那さんがいるのですが、旦那さんにも後見がついているので、お互いに協力しながらやるという状態でやっております。2番の方は当初の審判がおきた時点で、入院しており、すぐ亡くなったというケースで死後の事務もやるような状態でした。3番は認知症の方ですが、比較的会話ができる方です。今やられている方も会話しながら、土地とか相続とかないケースになっています。4番の方も1月で最近ですけれども、認知症の方でもともとグループホームだったのですが、状態が悪くなってグループホームでは難しいということで、有料老人ホームに移動してきている方です。今、貸倉庫にいっぱい物があつたというのが出てきましてそれをどうするかを相談しているところです。5番に関しては今審判が下りたばかりですのでこれからですが、あまり難しくないケースと考えております。</p>

議長	今の事例については、任意後見ではなく、市長申立てで入っていくのですか。
事務局	任意後見ではなく、市民後見人を候補者にするのは、今の段階では、市長申立てに限っています。
議長	この人に後見付けた方がいいのになという問い合わせは、どこから来ますか。
事務局	地域包括支援センターとかその方に関わっている方々から、申し立てる方がいないのでという相談があります。
議長	実際に困って、後見を付けてくださいというものでしょうか。
事務局	そのパターンが一番多いと思います。
議長	他に何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは次の案件に進みます。案件（ウ）に関しましては、県内市民後見人の現状として、本日、オブザーバーとして出席していただいている、青森家庭裁判所弘前支部より現状をお話しただけだと思います。よろしく願いいたします。
青森家庭裁判所 弘前支部	県内における市民後見人の状況について述べさせていただきます。おおむね前回の協議会で述べたことと現状では特段の変化はございません。最も市民後見人が活用されているのは、青森県内ではむつ市になっていて、弘前市においては、成年後見支援センターやばあとなあに属している社会福祉士さんの自主的なサポートがあって、市民後見人の活用がうまく機能するシステムが準備されつつある地域であると考えております。具体的な数値は、最新の数値ではないのですが、去年の段階では、青森の本庁の管轄が2件で、弘前が3件、八戸が1件、むつが7件。むつが突出しているというのがありました。弘前については先程も事情が述べられておりますが、現時点でさらに3件、去年から追加して実質5件ですが、数値的には6件経験されつつある。今後、弘前市の後見申立てが増えれば、市民後見人の選任も増えていくだろうと考えています。市民後見人の養成に関してですが、全ての自治体が積極的に行っているわけではないのが現状ですが、より市民後見人に活躍していただくためには、各地域の関係機関が連携していただく、地域で市民後見人をサポートしていこうという視点が必要になると思われます。先程、弘前市で実質47人の市民後見人の候補者がいらっしゃると伺っておりますが、問題は質の維持とか、質の向上をい

	<p>かに確保するかということだと思います。フォローアップ研修とか交流がある程度されてきていると述べられておりますが、一番いいのは実際に経験していただく、実践を経験いただくというのが能力の向上にはつながっていくと思われま。いかんせん選任する機会がまだまだ少ないのが現状です。今後市民後見人制度が定着して、県内に限らず全国的にそういう意識が高くなってくれば、今は市長申立てに限られておりますが、さらに枠を広げて活躍する場も増えていくであろうと思っております。息の長い取り組みが、現状では必要であろうと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今の発表について何かございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>比較的、弘前市は市民後見が遅れていた地域なのですが、この制度が始まってから6件、順調に推移しているなど感じております。</p> <p>今、詐欺とかが多いですが、事件的なもの、いわゆる1件でも問題行為があれば、一気にしぼんでしまいます。このことに私は危惧しています。その辺について成年後見支援センターでは、どのような注意や工夫をしておりますか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>成年後見支援センターでは月1回市民後見人と面会し、進捗状況を確認しています。出納帳の確認もしています。裁判所へ半年に1回報告をしております。報告の書類もこちらでチェックして確認しています。悩むこともあると思いますので、相談には頻繁にして対応しております。市民後見人同士もお互い相談できるような場面を作って環境をとっています。フォローアップ研修をしながらスキルの向上などをしております。</p>
<p>議長</p>	<p>性善説でいきたいところですが、私が心配しているのは、骨董品とか家の中に貴重なものがあると持っていつてしまう人がいることも無いわけでは無いので、高価なものを持っている方がいれば目配せしておく必要があるのではないかと思います。</p> <p>市民後見を活発にするために、おかしいと思ったことや、発展させるためにお話しいただければと思います。何かございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>裁判所の方には半年に1回報告しているということですが、通常は年に1回だと思います。どのような経緯で決まったのですか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>この市民後見を始める時に、どのような体制にすれば市民後見人の人がやっていけるかということで、市と裁判所と一緒に話し合いをして、半年に1回の報告と取り決めしたのが経緯です。</p>

議長	他にございますか。無ければ、案件2の説明を事務局からお願いします。
事務局	<p>弘前市では、成年後見制度の普及、啓発の活動として、広報ひろさきへの掲載やアップルウェブでの放送などに取り組んでおりますが、平成25年度第1回の成年後見支援協議会で委員から出された意見の中から、成年後見制度に関わりの深い金融機関に研修をしてはどうかという意見がございました。その意見を受けて、平成26年11月11日に、ヒロロ4階の市民文化交流館において、金融機関の方に、後見人と金融機関の関わり方というテーマで成年後見支援センターの事業として研修会を実施しました。当日は133名の方に出席していただき、有意義だったという感想とともに、成年後見制度の説明を詳しく聞きたかったという感想もありました。今後、研修の内容を再検討しながら実施したいと考えております。また、平成27年度の成年後見支援センターの事業として実施予定の研修は、市民後見人養成研修を修了した方対象としたフォローアップ研修を2回実施し、市民を対象とした啓発研修及び金融機関等の成年後見制度と関わりのある業種との研修会の開催を予定しております。研修の内容や進め方について、委員皆さまのご意見をいただきたいと思っております。</p>
議長	ただいまの事務局の説明に対して何かありますか。
委員	青森銀行さんだけが対象ですか。
事務局	<p>市役所の中に青森銀行さんがありますので、声をかけやすかったということもあります。委員からもございましたので、まず青森銀行さんを対象に実施してみようとお話ししたところ、地区統括でもぜひやってみたいということもありまして、近辺の各支店から出ていただいて133名参加いただきました。平成27年度については、対象をどのようにするかについては、金融機関を対象にしなければならないと思っておりますが、ほかにどのようなところにアプローチすればよいかというご意見をいただければと思います。</p> <p>銀行さんの中でも研修は行っているのですが、各支店でも対応が違い勉強したいということですので、各支店から何人かずつ来ていただいたものです。</p>
議長	お年寄りがよく使われる、郵便局、農協とか身近な金融機関というのがいいのではないのでしょうか。利用している方が結構いる気がします。数が多い分、支店が近くにあるので。

議長	他に何かございませんか。もし無ければ、全体を俯瞰し、今度は質疑応答・意見調整等を調整したいと思います。皆さんからご発言をお願いします。
委員	養成研修を受けた人が十分現場に出ていけないのがあると思うのですが、市民後見人を候補とするひとつの要件に市長申立てというのがあります。市長申立てでないとな法人後見とかになってしまうのではないかと思います。このような市長申立て以外の要件を満たす人については、法人後見のものを状態が落ち着いた時点で市民後見に切り替えるとかして、現場に出る人を増やすことはできないのかなと思いました。
成年後見支援センター	市長申立ても増えています。その中で市民後見人となるケースはそれほど少ないです。
事務局	今いる後見人を市民後見人に変更するかたちになると思われませんが、まだ1回もやったことがありません。この場合、書類的には同じものを作って裁判所に挙げることになるのでしょうか。
青森家庭裁判所 弘前支部	裁判所としてもまだ慎重です。必要になる時期もあると思いますが、時期的にいうとちょっと早いという。
委員	研修を受けても現場で経験を積まないと。法人後見で落ち着いたものを交代させるというやり方はできないか。
議長	専門職等が入っている後見はどのくらいあるのですか。
青森家庭裁判所 弘前支部	弘前地区のデータはないですが、平成25年度の全国のデータでは、お子さんの無いケースが一番多く、その場合は司法書士さん。専門職でないのは6割です。
委員	金融機関への研修会を実施されたということで、実行いただきありがとうございます。今回は青森銀行さんのみということでしたので、今後、ほかの金融機関、先程ありました郵便局や農協は、私自身が後見人に選任されたときに、通帳を持っているケースが多いので、制度がより広まると思います。併せて、どこの金融機関も役職に就いている方はかなり勉強されていて、マニュアルがあることも分かっていますが、実際に対応する窓口職員の方にバラつきが大きいと個人的に感じています。できれば研修会には幅広く参加して欲しいと思います。どうしても役職に就いている方が中心になるとなかなか末端までに情報が伝わらないと思われそうです。幅

	<p>広く研修の機会があればと。もちろん内部でもやっていると思いますが、そのようにしていただければと個人的には思っていました。</p> <p>金融機関を対象にした研修会ということで、何かで読んだのですが、全国の金融機関の中には、代理人にカードを発行されていて、このカードがあることで活動しやすかったという事例があると聞いていました。この代理人の中には後見人も含まれます。私たち社会福祉士として独立している方は少なく、実際に福祉の現場にいて1人1件、2件と受任している人が多いのですが、そうしていると職場の理解も必要ですし、動ける時間も限られています。代理人のカードの話になった時に、これが県内にもあると助かるという話が出ました。社会福祉士会もそうですし、その他の会の方々とスクラムを組みながら、一緒にカードの発行を訴えていくこともひとつの方法だと思います。市でも機会があれば、このような話を出していただければ、金融機関にプッシュできると思いますので一言お話ししました。</p>
委員	
議長	<p>キャッシュカードのことですか。</p>
成年後見支援センター	<p>最近聞いたら、2年くらい前からやっているということでした。そうするとカードなのでリスク管理をしっかりとしないといけません。</p>
委員	<p>私どもでは、成年後見制度の一步手前にあたる日常生活支援事業を行っております。契約ができる方を対象に2月末現在は43件の方が契約しており、生活支援員3名で見っております。かなりハードになっています。対象者によっては毎週支援が必要な方もありますし、月1回の支援でもいい方もいます。平成12年からですので15年くらいになりますが、高齢や精神・知的に障害がある方を対象にしているのも、特に高齢の方が契約時から状況が変わって後見に移行された方もいます。成年後見支援センターから教えていただきながら対応している状態です。先程からの金融機関についてですが、当初は窓口に行ってもお金の扱いが難しいということで、契約が社協と県社協との三者契約となっておりますので、そのころは県社協に頼んで、各金融機関の本店と話をしてもらって進めていました。現在は、社協の会長名で代理人申請をして、引き出す際は社協の会長印を使う扱いをしている金融機関もあります。金融機関毎に扱いが違ってその都度確認をしている状況です。これからの課題としては、高齢者の契約者の成年後見への移行がますます増えると考えられますので、関係機関と調整をしながら進めて行きたいと考えております。</p>
議長	<p>金融機関がネックとなることもあるようですね。契約に至るきっかけはどうですか。</p>

委員	<p>一番多いのはケアマネさん、あとは地域包括支援センターや病院のソーシャルワーカーさんです。</p>
委員	<p>市民後見人の養成が進んでいるということが報告でわかりました。相談支援事業所として活動しているのですが、高齢者の方の場合は地域包括支援センター経由で後見人の受任状況が繋がっているというのが分かります。私たちのセンターでも成年後見の問い合わせに対して情報提供して必要な時にお手伝いするとお話しをして、実際に申立てとなったケースもあります。他の相談支援事業所のお手伝いもしていると聞きます。高齢者の方の場合はこのように受任を得られています、障がい者の方の場合の市民後見に繋がるケースがあるものか、相談が寄せられているのかお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>今は高齢者の方が一番多いのですが、障がい者の方も市民後見人でない方で今回市長申立てしたケースもございます。高齢者に限らず障がい者の方も相談があれば、それに対応させていただくということになります。市民後見人を付けるかどうかということについては、先ほどご説明した条件となります。市長申立てもできますので、市役所の福祉政策課でもご相談いただければと思います。</p>
成年後見支援センター	<p>仕組みとして、成年後見支援センターに来た高齢者の場合は、司法書士さんや弁護士さんに申立てのお願いできないとき、地域包括支援センターに一度返します。申立ての段階で、地域包括支援センターの社会福祉士が悩んだときは、一緒にケース会議をして受任のところまで相談します。高齢者については通りがよくできています。</p> <p>障がい者の場合は、どの相談支援事業所を使っているかを聞いて、事業所にお願ひしようと思っっているのですが、まだ計画相談の段階で後見の申立てできないと相談してくるところが多いので、こちらで相談を受け取って申立書を作成しています。障がい者の場合は、親が若いので、役所への相談に繋がるのが意外と少ないです。高齢者であれば身寄りがないので、行き来がないからわからないということで、市役所に市長申立ての相談に行くため、市民後見人に繋がります。障がい者の場合はそこまでいっていません。また、感じることでしては、障がい者施設の7割8割で金銭管理をしているので、成年後見人を必要としていないこともあります。市では障がいの分野を整えていく必要があると思います。成年後見支援センターを活用していただいて、相談支援事業所でも申立書を作成できるように研修会を実施していく必要はあります。</p>

<p>委員</p>	<p>老人福祉協会の市内の施設に、この間アンケートを協力してもらいました。まだまとまっていはいないのですが、今現在で後見が12人、補佐が3人で、補助1人ということで、施設内でも1割に満たない。増えてきたとはいえ、まだまだ少ない。多いのが良いのかはわかりませんが、高齢者施設の方でも後見人の制度をしっかりと理解してないという方もいるのかと思います。私たちも研修を通して制度を勉強していますが、今後もますます高齢化が進む中で、後見人についてのもっと普及活動も協会として協力していきたいと思っています。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>市長申立てのケースはですね、市民後見になりそうな場合に相談があるのですが、これから市長申立てになるものは、成年後見支援センターと相談しながら候補者を付けて出すという流れを作りたいと市と話をしていきます。候補者を付けないと、誰になるかも分からないですし、時間がかかることもあります。相談しながら、このケースにはこの候補者をつけるといったかたちで、スムーズに行くようにすること、被後見人を守ることが大事だと思いますので、もうちょっと強化してやっていきたいなと話しております。</p> <p>地域包括支援センターとの連携では、地域包括支援センターの社会福祉士と話したところ、社会福祉士部会というものがあって年3回会議を開いているということなので、そこで成年後見支援センターと地域との場を持って、7つの地域包括支援センターがスムーズに後見人の申立て、できればマッチした後見人を付けるところまでをして、申立てできる仕組みを作りたいと思っております。</p> <p>医療同意の問題があります。後見人は医療同意できません。でも医療の方から求められたときにどのような対応がいいのか、お医者さんと話す機会があればいいといつも思っていて、ぜひテーマにしたいなということがあります。</p> <p>施設で必ず身元保証人を求められますが、後見人は身元保証人になれないので、身元保証人という言葉を使わないで何をして欲しいのかを具体的に書く契約書の検討をしてもらいたいです。身元保証って何ですかかっていうと、お金の支払いとか、亡くなった時の対応とか、遺品をどうするかということが身元保証人の仕事になると思います。それを具体的に書いてもらおうと成年後見人でも対応できると思いますが、身元保証人についてしまうとそれはできませんと言わざるを得ません。そうすると司法書士が書かないと言っているという相談が成年後見支援センターに来たりします。そういう地域ルールを作る機会があればいいなと思っております。非常に壮大なテーマですが、他の自治体のモデルとなるように医療同意とか身元保証とかの話一度テーマに取り上げたいと思っております。</p>

議長	<p>医療機関としては同意して欲しいです。何が問題かという、今一番困っているのが救急現場です。救急車で運ばれてくるときに、まず担当医は家族を連れてきてくださいと必ず言います。つまり、救急医療を行う範囲についてどこまで行うか、身元保証人、家族の同意を得ないとできないのです。そのような場合が多いです。例えば、脳梗塞の場合は2時間から3時間、心筋梗塞も4時間とか6時間といった数時間の間に意思決定をしなければならない。そのようなときに、暢気に人捜しはやってられません。医療同意云々は、この方はひとりだから医療機関に任せますという方式を作るしかないのではないかと。つまり病院の判断に任せますとしないと、責任を負いたくないので、どうしても探すことになります。誰もいないですということになれば、医療機関の倫理委員会にかけます。むしろ、いるのかいないのかをはっきりさせて欲しいということだと思います。医療機関としてはそのようなところでしょうか。</p>
委員	<p>誰もいませんと言えば、それでいいのですか。</p>
議長	<p>誰もいないとなると、医師、看護師、ソーシャルワーカーが倫理委員会にかけてその中で決めるということは、救急医療学会でガイドラインができています。全国的に身寄りがなくて救急で運ばれてくるという事例が多いのです。誰かいるなら決めて欲しいというふうに、成年後見人は変に期待されているのです。医療機関としては、後見人は何でもやってくれるのだろうというイメージで捉えているのでギャップが大きいと思います。だから、医療機関と後見について勉強会でもやった方がいいのかなと思いました。</p>
青森家庭裁判所 弘前支部	<p>いろいろ説明を受けて、それが本人のためになるのならばということもあります。しかし、同意する権限は後見人にはありません。</p>
委員	<p>医療行為が診療契約ということにはならないか。</p>
議長	<p>病院が一番心配なのは未納になることです。どこまで救急医療行為を行うのかは、年齢等の状況に即して倫理委員会で決めます。医療機関への支払は後見人がやるといった、そういうちょっとした後見のルール作りが弘前市内の医療機関とあればいいですね。ぜひよろしくお願いします。</p>
委員	<p>後見と一言で言っても、身分によってやれることは変わってきます。親族が後見人についていれば、先ほどの医療同意はできます。第三者の場合は、全く親族関係がないので、後見人としてしかできない部分が出てきます。ここに誤解が多いです。親族が後見人となっているときは、それを親</p>

	<p>族として行っているのか、それとも後見人として行っているのか区別がつかないラインが結構あります。市民後見も第三者後見ですので、親族とラインが異なります。グレーゾーンは親族であればほとんどできます。第三者の場合はどこかで線を引かなければなりません。この辺については、医療現場での研修会かあってもいいのかなと思います。医療機関への支払に関しては、我々には払う義務があり、払わないと職務怠慢となりますのでしっかり対応しています。</p>
<p>議長</p>	<p>医療機関の窓口としては最近、地域連携室ができました。医師ではなく、地域連携室を窓口にした勉強会をやればいいのかと思います。地域連携室とケアマネージャーとの勉強会も年1回やっています。そのようなときにでも後見の話題も出せばいいですね。ぜひよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、何かございますか。 無ければ、本日用意した案件はすべて終了しました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、その他に入ります。事務局からありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1つ目に、平成27年度の成年後見支援センターの事業予定をお話いたします。平成26年度と同様、成年後見に関する相談の受付および市民後見人のバックアップを行います。また、委員の皆さまから頂戴しました意見を参考に各種研修会を実施いたします。</p> <p>2つ目に、前回の会議でお話いたしましたでしたが、弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針に基づき、協議会等の会議録をホームページに掲載することにしております。前回の会議録につきまして、本日もお配りしておりますので、間違いがある場合は、資料3の用紙に記載をし、郵便、FAXにて福祉政策課までお送りいただきたいと思います。最後になりましたが、当協議会の平成27年度の開催は、10月頃と2月頃を予定しております。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に対して何かございますか。無いようですので、これを持ちまして、平成26年度第2回成年後見協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>〈散 会〉</p>

	<ul style="list-style-type: none">・会議の公開、非公開 【公開】・傍聴者数 【1名】
--	--